

十文字学園女子大学 サッカーグラウンド利用の手引き (学外用)

1. 施設の基本情報

(1) サッカーグラウンド (人工芝)

- ◇ 日本サッカー協会 (JFA) 公認ロングパイル人工芝サッカーグラウンド (横 105m×縦 68m、国際規格)
- ◇ 夜間照明設備完備 (200 ルクス)
- ◇ 観客席 (40 席)
- ◇ 駐車場 (大型車 2 台、普通車 20 台、自転車 40 台)

(2) 地域開放型共同利用施設 (クラブハウス)

- ◇ 地域開放型ミーティングルーム兼ロッカー室
- ◇ ケアルーム
- ◇ シャワー室
- ◇ トイレ

2. 利用方法

(1) 使用対象団体等

- ◇ 新座市の公共施設利用者登録で「市内登録団体」の登録を行っている団体。 (「新座市公共施設利用者登録済証」の写しの提出が必要となります)
- ◇ 本学と事前協議を行っている団体等を対象とします。

(2) 利用日時

- ◇ 本学の施設は、本学業務 (授業・行事及び課外活動等) に支障がないと認められる場合に使用することができます。
- ◇ 使用日時は、本学が 3 か月前までの間に指定する曜日時間とします。
- ◇ 使用時間の区分は、原則、次の通りとし、1 時間を利用時間の単位とします。
午前 7 時 30 分から 11 時 30 分まで (午前)
正午から午後 4 時まで (午後)
午後 4 時 30 分から午後 8 時 30 分まで (夜間) を単位とします。
ただし、土曜日・日曜日・祝日の場合は午後 7 時 30 分までを使用時間単位とします。
- ◇ また、使用時間は入構から出構まで (準備や後片付け等を含む) とします。

(3) 貸出の条件

1) 使用にあたっては、次の事項を遵守願います。

- ◇ 許可書に記載された使用場所、時間、目的以外の使用はしない。
- ◇ 使用者は、常に善良なる管理者の注意を持って施設の使用をする。
- ◇ 貸付を許可された大学施設を他の者に転貸し、使用させない。
- ◇ 使用者は、大会規模に応じて周辺及び駐車場での交通整理、医療機関への連絡体制、保険の

加入を行う。

- ◇ 施設内は全て禁煙です。火気の使用も厳禁です。
- ◇ 駐車場は20台まで利用可能です。正門警備室の指示に従って駐車してください。
- ◇ 施設使用中に盗難又は紛失等の事故が起きても本学はその責を負わない。
- ◇ 飲酒・酒気を帯びての使用はしない。
- ◇ 人工芝フィールド内での水分補給は「水」に限ります。他のスポーツドリンク等の人工芝フィールド内への持込はご遠慮ください。
- ◇ 金属製スパイク、その他、人工芝を痛める恐れのある金具等の使用はご遠慮ください。
- ◇ 施設内のペットの同伴はご遠慮ください。
- ◇ ゴミは持ち帰り、使用後は整備、清掃を行い、原状に回復してください。
- ◇ 使用后、照明・空調のスイッチを切り、戸締りを行ってください。
- ◇ **大学の近隣住民に迷惑をかける行為（喫煙、無断駐車、ゴミ捨て、騒音）は絶対におやめください。**
- ◇ その他大学施設の管理上の指示に従うこと。

2) 次の場合は貸し出しできません。

- ◇ 宗教的活動を目的とするもの
- ◇ 個人や営利を目的とするもの
- ◇ 政治的活動を目的とするもの
- ◇ 公序良俗に反する行為を行うもの
- ◇ 近隣、施設内の他の者に迷惑が生じるもの
- ◇ その他、本学の方針に沿わないもの

3. 使用料

使用にあたっては、使用料が必要となります（原則前納）。なお、雷雨・台風等及び本学の責に帰すべき事由により使用できなかった場合、及び、利用の一週間前にまでに取り消しの申し出があった場合を除き、前納された使用料はお返しできません。

人工芝サッカーグラウンド及び地域開放型共同利用施設

| 使用料等 | 使用料 | 警備員配置 | 冷暖房費 | 夜間照明費 |
|------|--------|--------|--------|--------|
| 1時間 | 5,000円 | 5,000円 | 1,000円 | 2,000円 |

【注1】 地域連携協定等による地方公共団体及び公益公共団体が主催する試合等については、別に定めます。

【注2】 冷暖房費について、5月・6月、10月・11月は「冷暖房を利用しません」と申出があった場合は、冷暖房費の納入は不要です。

【注3】 夜間照明費について、4月から10月までは「夜間照明を利用しません」と申出があった場合は、夜間照明費の納入は不要です。ただし、当日の天候により夜間照明が必要になった場合は使用時間に応じて追加金を申請することで照明利用が可能となります。

【注4】警備員の配置は必須です。

4. 入構について

- ◇ 入構の際には、開催案内や来学目的がわかるもの（施設使用許可書の写し）を参加者に持参させ、サッカーグラウンド警備員に提示してください。
- ◇ 参加者が多数の場合、又は来学する時間が集中する場合には、使用団体にて案内人、警備員を配置する等、大学構内及び大学近隣の方に迷惑のかからないよう努めてください。

5. 使用許可の取消等

次の場合は、使用許可の取消又は変更を求め
る場合があります。

- ◇ 使用者が許可条件に違反した場合
- ◇ 本学が貸与施設を使用する必要が生じた場合（予めご了承ください。）
- ◇ グラウンドの状態不良等が発生した場合
- ◇ 貸与施設を毀損する恐れがあると認められる場合
- ◇ 公益を害し、又は風紀を乱す恐れがあると認められる場合
- ◇ 大学の授業その他本来の目的に支障を来す恐れのある場合
- ◇ 使用者が使用料を納付しない場合
- ◇ 使用申請書に虚偽の記載があった場合
- ◇ 使用日前日までに大学内又は大学付近において、不測の事態が予想される場合、又は発生した場合
- ◇ 本『手引き』の貸し出しの条件に反した場合
- ◇ その他運営管理上支障があると認められる場合

6. 免責・損害賠償

- ◇ 上記項目5.により使用の承諾を取消され、又は使用の中止を命じられたことにより使用者に損害が生じた場合においても、本学はその損害を賠償する責任を負いません。
- ◇ 施設使用中における事故等の発生により使用者が損害を受けた場合においても、本学に当該事故等の発生について故意又は重大な過失がない限り、本学はその損害を賠償する責任を負いません。
- ◇ 施設使用に際して、機器備品・設備等に毀損又は損失があった場合は、その損害を現物もしくは、代金をもって弁償していただきます。

7. 施設の予約方法

(1) 施設利用の優先順位

- ① 十文字学園女子大学及び本学園の年間利用計画が優先されます。

- ② 公益財団法人日本サッカー協会、全日本大学女子サッカー連盟、公益財団法人関東女子サッカー協会、関東大学女子サッカー連盟、公益財団法人東京都サッカー協会、公益財団法人埼玉県サッカー協会 等の公式戦やトレセン活動、指導者研修会

- ③ 新座市等への地域貸出

(2) 学外者への空枠の通知方法

- ◇ 本学ホームページ (<http://www.jumonji-u.ac.jp/>) により 3 か月前までの間に指定する日時

(3) 予約方法

- ◇ 本学施設課で、事前協議の予約をする。

十文字学園女子大学 財務部施設課

048-477-0557 (音声ガイダンス後 内線 526)

- ◇ 事前協議の上、本学施設課に施設使用予約を行う。

(4) 利用の変更・取消

- ◇ 利用の変更や取消をする場合、判明した段階で速やかに施設課まで必ず連絡ください。
- ◇ 利用の一週間前までに取り消された場合は、利用料金を返金します。
- ◇ 利用予約日の一週間前を過ぎてからの取消は返金しません。

(返金については、所定の返金願に記載された指定口座に振り込みします。)

(5) 利用料金の支払い方法

納入方法は、次の振込要領を確認の上、本学の指定する口座に納入ください。

(振込要領)

- ◇ 指定銀行口座へ利用の 1 か月前 (金融機関の休業日の場合は翌営業日) までにお支払ください。
- ◇ 振込の際は、振込者名欄に「利用登録番号」「団体名」を入力ください。
- ◇ 振込手数料は利用者負担となります。
- ◇ 振込先：三井住友銀行新座支店
名義 学校法人十文字学園
口座番号 普通 920057

(6) 許可書の発行

- ◇ 利用料金を振り込まれた方には、本学施設課より使用許可書を施設使用申請書に記載されたメールアドレス宛に送信しますので施設利用日にご持参ください。

9. 申込先・問い合わせ先

- ◇ 学校法人十文字学園 十文字学園女子大学
財務部施設課

〒352-8510 埼玉県新座市菅沢 2 丁目 1 番 28 号

TEL:048-477-0557 (音声ガイダンス後 内線 526)